



# こんなとき、 届出が必要です



## 交通事故 (自転車事故も含む)



## 他人の 飼い犬に 噛まれた



## 外食等における 食中毒



## ケンカ(暴力事件)



このような**第三者行為**によるケガや病気の治療で保険証を使った場合、お住まいの市町村や、国保組合、後期高齢者医療広域連合の窓口へ届出が必要です。加害者は治療費を払う義務があり、国保医療・後期高齢者医療・介護保険が一時的に治療費を立て替え、その後加害者に請求するためです。届出を出す前に、加害者から治療費等を受け取ると国保医療・後期高齢者医療・介護保険が適用されない場合があります。**必ず窓口へ相談ください。**